

猿払村福祉タクシーの運行について

★使用料金 **車両 1 台片道 300円 (一律)**

同一場所からの発着でなくても、乗車地から目的地までの運行ルートから大きく外れていない場合は、最大4名まで同一乗車が可能です。※1台300円

※同一乗車を希望の場合は予約の際に申し出て下さい。

★利用対象者

- ①村内在住65歳以上の高齢者と身障者手帳（1級・2級）、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ②鬼志別発旭川行きの都市間バス(往復)利用者
(1台のみの車両のため、予約が重複した場合は対応できない場合もございます)

★利用目的と運行範囲

利用目的は問いません。運行範囲は猿払村全域
(小石地区の方は沼川・曲淵へのお寺参りのみ村外利用可)

★運休日と受付時間

1月1日から1月3日まで運休とします。
(年末・日曜日・祝日も運行します)

受付時間は 午前8時15分から午後5時15分

運行時間は 午前8時30分から午後8時00分

※鬼志別発旭川行き直行バス(上下線)利用の方は、運行時間外に運行します。



★予約方法 (下記電話番号へ予約願います)

福祉タクシーの予約 TEL 2-2331

利用者は年齢確認のため、乗車時に村が発行しているシルバーカードの提示をお願いします
(70歳以下の方は保険証など年齢が分かるものを提示願います)

(※運転手が事務所に不在の場合は、携帯電話に転送されるシステムのため、村内無料電話は使用できませんので、ご了承ください。また、車イスの方も利用できますが、予約の際には必ず車イス利用ですとお伝え下さい)

★その他 問い合わせ先 役場総務課管財係 電話 82-3131 (無料電話)

★無料乗車券の交付

該当者には無料乗車チケットを交付

- ①無料乗車券の交付を受けるには、交付申請手続きが必要です。
- ②利用対象者は、70歳以上で申請者が属する世帯全員に対する当該年度の市町村民税が非課税である場合と身障者手帳（1級・2級）、知的障害者療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、片道12回分の無料乗車券を交付します。
注）課税年度は4～5月申請の場合は前年度、6月以降の申請の場合は当年度とします。
交付は同一年度につき一人1回限りとします。
- ③交付申請手続きは、役場総務課管財係・保健福祉総合センターで受付します。

無料乗車券（外側表・裏）見本

福祉タクシー無料乗車券

 **猿 払 村**

～利用の心得～

1. この乗車券は、本人以外は使用できません。
2. 利用の際は、乗車券を乗務員に提示し、所定の欄に押印を受けて下さい。
3. 乗車券は原則として再発行が出来ませんので、紛失しないよう大切に保管して下さい。
4. 転出した時など資格が無くなった時は、速やかに村に届け出て、乗車券を返還して下さい。
5. 乗車券を他人に譲ったり、売ったり又は担保に供してはなりません。
6. 氏名又は住所に変更が生じた時は、速やかに村に届け出て下さい。
7. 偽りその他不正な手段により、乗車券の交付を受けて使用した時は、その返還を求めるとともに、過料に処するものとします。

無料乗車券（内側）見本

 **猿払村福祉輸送無料乗車券** HOO No.

住 所：猿払村
氏 名：猿 払 太 郎
生年月日：昭和 年 月 日
有効期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
利用可能回数：片道12回分
利用可能区間：猿払村内及び稚内市沼川・曲淵地区

発行者 猿 払 村 ㊤

【利用確認欄】

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

このカードを使用し福祉タクシーに乗車する場合は
運転手に必ずこの乗車券を提示し、確認欄にスタンプ
を押してもらってください。